

年 月 日

東京都知事 殿

申請者（助成対象者）

住所

氏名

生年月日 年 月 日

電話番号

犯罪被害者との続柄

【代理人】※代理人による申請の場合のみ記入

住所

氏名

生年月日 年 月 日

電話番号

代理人による申請の理由

東京都犯罪被害者等支援に係る二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金
交付申請書

東京都犯罪被害者等支援に係る二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金の交付を受けるため、東京都犯罪被害者等支援に係る二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に従い、必要な書類を添えて申請します。

申請金額 円

記

1 犯罪による被害について

犯罪被害者	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
被害日	年 月 日	
被害場所		

5 申請履歴（該当する場合は□にチェック）

本件申請と同一の犯罪被害で、過去に東京都犯罪被害者等支援に係る二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金の交付を受けている場合は、以下のとおり報告します。

- ☐ 犯罪被害者が交付を受けた。
☐ 犯罪被害者家族が交付を受けた。

6 確認・同意事項

(1) 私は、要綱第8条各号のいずれにも該当しません。

要綱（抜粋）

第8条 知事は、次に掲げる場合には、助成金を交付しないことができる。

- (1) 助成金の対象となる弁護士委託契約について、国、他の地方公共団体又は日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、その他公的な機関により、二次的被害への対応を弁護士に依頼するための支援を受けている場合
- (2) 犯罪被害者又は第1順位犯罪被害者家族が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）である場合
- (3) 犯罪被害者及び犯罪被害者家族と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められる場合

(2) （申請者が犯罪被害者家族の場合）私は、要綱第6条の規定による第1順位犯罪被害者家族であることに相違ありません。また、同条第4項の規定により第1順位犯罪被害者家族となる場合は、私より先順位にある犯罪被害者家族のいずれから、私が本助成金を申請することについて同意を得ています。なお、本申請に関して犯罪被害者家族間で問題が生じた場合は、私の責任において解決いたします。

(3) 私は、本助成金の交付に必要な範囲内において、当該申請内容について、東京都が警察等の関係機関へ照会を行うことに同意します。

(4) 私は、要綱に規定される事項の全てについて同意するとともに、遵守いたします。

以上の内容に相違ありません。

（申請者署名）

（委託弁護士記入欄）

上記内容及び申請者が当該申請を行うことについて確認しました。

所属弁護士会

住所

電話番号

氏名（署名）

登録番号

【添付書類】

(添付した書類について□にチェック)

＜犯罪被害者が申請する場合＞

- ☐ 申請者が弁護士委託契約を締結していることを証明する書類（委託契約書の写し等）
- ☐ 弁護士委託契約に係る経費及び申請者がその経費を支払ったことを証明する書類（領収書の写し等）
- ☐ 犯罪被害を受けた時に、申請者が都内に住所を有していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- ☐ その他知事が必要と認める書類

＜犯罪被害者家族が申請する場合＞

- ☐ 申請者が弁護士委託契約を締結していることを証明する書類（委託契約書の写し等）
- ☐ 弁護士委託契約に係る経費及び申請者がその経費を支払ったことを証明する書類（領収書の写し等）
- ☐ 犯罪被害を受けた時に、申請者が都内に住所を有していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- ☐ 犯罪被害者が死亡したこと又は犯罪被害により意思表示することができないことを確認できる書類（死亡診断書の写し、医師の診断書の写し等）
- ☐ 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証明することができる書類（戸籍の謄本又は抄本その他の証明書）
- ☐ 申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等であるときは、当該事実関係を認めることができる書類（住民票の写し等）
- ☐ 申請者が、犯罪被害者の生計維持家族である場合には、当該犯罪被害を受けた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたことを確認できる書類
- ☐ その他知事が必要と認める書類

注1 代理人によって代理申請する場合は、上記書類のほか、任意代理人である場合は委任状等の代理権限を証明する書類又は法定代理人である場合はこれを証明する書類を添付してください。

2 生計維持家族とは、犯罪被害者の収入によって生計を維持している（遺族にあつては維持していた）世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のことをいいます。